

基安労発1126第2号

平成27年11月26日

別紙事業者の代表者 殿

厚生労働省労働基準局

安全衛生部労働衛生課長

平成27年度東京電力福島第一原子力発電所において緊急作業に従事した者に対する  
長期的健康管理の実施について（依頼）

東京電力福島第一原子力発電所において緊急作業に従事し、又は従事した労働者については、「東京電力福島第一原子力発電所における緊急作業従事者等の健康の保持増進のための指針」（平成23年10月11日策定。以下「指針」。）が定められています。

指針では、事業者は、緊急作業従事者等であって、指定緊急作業に従事した間に受けた放射線の実効線量が50ミリシーベルトを超えた者（以下「特定緊急作業従事者等」。）に対し、下記1の検査等を実施することとされています。当方では毎年の現況調査により貴社の労働者で特定緊急作業従事者である者を別添のとおり把握しております。貴社におかれましては、これら対象者に対し、白内障の検査等を実施して頂きますようお願いいたします。併せて、検査等の実施後は、当該者の同意を得た上で検査結果の写し等を下記の間合せ先にお送り下さいますようお願い致します。

なお、対象者が離職等により貴社の労働者で無くなった等の場合は、下記間合せ先へご連絡くださいますようお願い致します。

記

#### 1 指針に基づく検査等の実施

(1) 事業者は、緊急作業従事者等であって、指定緊急作業に従事した間に受け

た放射線の実効線量が50ミリシーベルトを超え100ミリシーベルト以下の者については、おおむね1年ごとに1回、細隙灯頭微鏡による白内障に関する眼の検査を実施する。この際、水晶体の写真を撮影しておくことが望ましい。ただし、当該労働者が受診を希望しない場合にはこの限りではない。

(参考1)

なお、白内障に関する眼の検査を行うに当たっては、視力や眼圧の測定のように、眼科診療で一般的に行われる検査を含めて評価を行うことが望ましいので御配慮くださいますようお願いいたします。

(2) 事業者は、緊急作業従事者等であって、指定緊急作業に従事した間に受けた放射線の実効線量が100ミリシーベルトを超える者については、上記(1)の検査に加え、おおむね1年ごとに1回、次に掲げる検査を実施する。ただし、当該労働者が受診を希望しない場合にはこの限りではない。また、一般定期健康診断等の健康診断において実施する採血による赤血球数及び血色素量の検査と併せて白血球数及び白血球百分率の検査を実施することが望ましい。

検査名	検査項目
甲状腺の検査	ア 採血による甲状腺刺激ホルモン(TSH)、遊離トリヨードサイロニン(free T <sub>3</sub> )及び遊離サイロキシシン(free T <sub>4</sub> )の検査 イ 上記アの検査の結果及び被ばく線量等から医師が必要と認めた場合には、頸部超音波検査
胃がん検診	胃エックス線透視検査又は胃内視鏡検査
肺がん検診	胸部エックス線検査及び喀痰細胞診
大腸がん検診	便潜血検査

(3) 事業者は、上記(1)及び(2)の検査を実施するにあたって、あらかじめ、検査内容やその必要性等について、受診者に対して十分に説明する。

(4) 事業者は、上記(1)及び(2)の検査を緊急作業従事者等に対して実施した場合、当該者の同意を得た上で、医師の診断、所見を含む検査結果を国に報告する。

## 2 国が行う援助

(1) 国は、特定緊急作業従事者等のうち、現に職業に就いていない者については、一般健康診断及び上記1に掲げる各検査に相当する検査を受診する場合において、当該検査に要する費用の全部又は一部を援助する。

(2) 国は、特定緊急作業従事者等のうち、現に、緊急作業等以外の業務に従事させる事業者（当該者を緊急作業等に従事させた中小企業者以外の事業者を除く。）に雇用される者については、上記1に掲げる各検査に相当する検査を受診する場合において、当該検査に要する費用の全部又は一部を援助する。

(参考2) 中小企業基本法（昭和38年法律154号）

(中小企業者の範囲及び用語の定義)

第2条 この法律に基づいて講ずる国の施策の対象とする中小企業者は、おおむね次の各号に掲げるものとし、その範囲は、これらの施策が次条の基本理念の実現を図るため効率的に実施されるように施策ごとに定めるものとする。

一 資本金の額又は出資の総額が三億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が三百人以下の会社及び個人であつて、製造業、建設業、運輸業その他の業種（次号から第四号までに掲げる業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

二 資本金の額又は出資の総額が一億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、卸売業に属する事業を主たる事業として営むもの

三 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、サービス業に属する事業を主たる事業として営むもの

四 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が五十人以下の会社及び個人であつて、小売業に属する事業を主たる事業として営むもの

※緊急作業従事者等の長期的健康管理に関する仕組み等については、厚生労働省ホームページにも掲載されています。

【厚生労働省ホームページ】

([http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/roudouki jun/anzen/fukushima/index.html](http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudouki jun/anzen/fukushima/index.html))

【問合せ先】厚生労働省労働基準局安全衛生部労働衛生課

〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2

(代表) 03-5253-1111 内線5592

(直通) 03-3502-6755

(e-mail) XXXXXXXXXX



